福島市指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領

1 指定の申請

- (1)児童福祉法(以下、「法」という。)第 19 条の9第1項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙様式1により市長に申請する。
- (2) 指定を受ける対象は、福島市に所在する医療機関(病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者)とする。
- (3) 市長は、上記(1) の申請があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果を、別紙様式4により申請者へ通知する。

なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。ただし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。

2 変更の届出

- (1)指定医療機関が、その名称及び所在地等、別紙様式1の内容に変更が生じた場合は、法第19条の14の規定に基づき、指定医療機関の開設者等は、別紙様式2により、指定を受けた市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には質問や指導を行う。

3 指定の更新

- (1) 法第19条の10の規定に基づき指定医療機関の更新をしようとする者(以下「更新申請者」という。)は、別紙様式3により、市長に申請する。
- (2) 市長は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式5により 更新申請者へ通知する。

4 業務の休止等

指定医療機関は、児童福祉法施行規則(以下、「規則」という)第7条の36に基づき、①当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき、②医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたとき、のいずれかに該当する場合は、別紙様式6により、速やかに市長に届け出なければならない。

5 指定の辞退

法第19条の15の規定に基づき指定医療機関の指定を辞退する場合、指定医療機関の開設者等は、別紙様式7により市長に申し出なければならない。

6 公表

市長は、指定医療機関の指定(更新を含む。以下この項において同じ。)、名称等の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第 19 条の 19 の規定に基づきホームページを通じて公表する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式1

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書

右欄の中から該当するものに○をつけ てください。			1	院・診療所	2	薬局	3	訪問看護马	事業者
	名称								
申請施設	所在地		Ŧ						
	電話番号								
	医療機関コード								
住所 ※訪問看護事業 事務所の所存		業者は主たる							
開設者	氏名又は名称								
	代表者 ※訪問看	住所							
	護事業者のみ記載	氏名							
標榜している診療科名 ※薬局・訪問看護事業者は記載不要									
上記のとおり、児童福祉法(昭 指定小児慢性特定疾病医療機関と また、同法第19条の9第2項の			して指定	されたく申記	清する	0			による
年	月 日		開 住所	設 者 (法人にあっ	ては原	折在地)			
			氏名	(法人にあっ	ては名	呂称及び伯	弋表ネ	觜氏名)	印

※開設者が法人にあっては裏面の役員名簿に必要事項を記載すること。

福島市長 様

役員名簿 ※記載欄が足りない場合は別紙により役員名簿を添付すること。

氏 名	職名

(誓約項目)

児童福祉法第19条の9第2項に該当しないことを誓約すること。

1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第2号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律(医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、労働に関する法律の規定(①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項(同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。)、第 119 条(同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。)及び第 120 条(同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条(第 4 項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第4号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない(同号のただし書きに該当する場合を除く)。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第5号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

第5号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 9 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する。

10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する。

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書

指定小慢医療機関指定年月日				
	名称			
届出施設	所在地			
	電話番号			
	医療機関コード			
	住所 ※訪問看護事業者は主たる 事務所の所在地を記載			
開設者	氏名又は名称			
	代表者 ※訪問看	住所		
	護事業者のみ記載	氏名		
標榜している診療科名 ※薬局・訪問看護事業者は記載不要				
役員の氏名等				別紙「役員名簿」のとおり
上記のとおり、児童福祉法(昭 更の届出を行います。			和 22 年	E法律第 164 号)第 19 条の 14 の規定に基づき変
年	月 日		開 住所	設 者 「(法人にあっては所在地)
			氏名	」(法人にあっては名称及び代表者氏名) 印
福島市長	様			

※変更がある事項に☑を付すること。

役員名簿 ※記載欄が足りない場合は別紙により役員名簿を添付すること。

氏 名	職名

(誓約項目)

児童福祉法第19条の9第2項に該当しないことを誓約すること。

- 1 第1号関係
 - 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 第2号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律(医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、労働に関する法律の規定(①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項(同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。)、第 119 条(同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。)及び第 120 条(同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条(第 4 項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第4号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない(同号のただし書きに該当する場合を除く)。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第5号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

第5号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 9 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する。

10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する。

別紙様式3

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書

指定小慢医療機関指定年月日 ※現在お持ちの認定通知を確認下さい。				
	名称			
申請施設	所在地		Ŧ	
	電話番号			
	医療機関コード			
	住所 ※訪問看護事業者は主たる 事務所の所在地を記載			
開設者	氏名又は名称			
	代表者 ※訪問看	住所		
	護事業者のみ記載	氏名		
標榜している診療科名 ※薬局・訪問看護事業者は記載不要				
る指定小児慢性特定疾病医療機関の			1 22 年法律第 164 号)第 19 条の 1)指定を更新されたく申請する。 規定のいずれにも該当しないことを	
年	月 日		開 設 者 住所(法人にあっては所在地)	
			氏名(法人にあっては名称及び代	:表者氏名) 印
福島市長	様			

※開設者が法人にあっては裏面の役員名簿に必要事項を記載すること。

役員名簿 ※記載欄が足りない場合は別紙により役員名簿を添付すること。

氏 名	職名

(誓約項目)

児童福祉法第19条の9第2項に該当しないことを誓約すること。

- 1 第1号関係
 - 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 第2号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律(医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、労働に関する法律の規定(①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項(同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。)、第 119 条(同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。)及び第 120 条(同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条(第 4 項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第4号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない(同号のただし書きに該当する場合を除く)。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。

5 第5号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

第5号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する。

10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する。

別紙様式6

指定小児慢性特定疾病医療機関 業務休廃止等届出書

指定小慢医療機関指定年月日 ※現在お持ちの認定通知を確認下さい。							
届出事項 ※①~④の該当する項目に○をつける			①業務の ③業務の		②業務の廃止 ④規則第7条	:の36第2号に掲	げる処分
	名称						
届出施設	所在地		Ŧ				
	電話番号						
	医療機関コード						
	住所 ※訪問看護事業者は主たる 事務所の所在地を記載						
開設者	氏名又は名称						
	代表者 ※訪問看 護事業者 のみ記載	住所					
		氏名					
標榜している診療科名 ※薬局・訪問看護事業者は記載不要							
上記のとおり、児童福祉法施行 生じたため届け出る。			規則第79	条の36	の規定に基づ		き事項が
年	月 日		開住所		者 あっては所在:	地)	
			氏名	(法人にる	あっては名称。	及び代表者氏名)	印
福島市長	様						

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定辞退届出書

指定小慢医療機関指定年月日 ※現在お持ちの認定通知を確認下さい。			
指定を辞退する年月日			
	名称		
届出施設	所在地		〒
	電話番号		
	医療機関コード		
	住所 ※訪問看護事業者は主たる 事務所の所在地を記載		
開設者	氏名又は名称		
	代表者 ※訪問看	住所	
	護事業者のみ記載	氏名	
標榜している診療科名 ※薬局・訪問看護事業者は記載不要			
上記のとおり、児童福祉法第1 関の指定を辞退する。			9条の15の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機
年	月 日		開 設 者 住所(法人にあっては所在地)
			氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 印
福島市長	様		